

置の方法を実施しない場合に限る。)の開始及び終了の予定時期を拡散防止計画書に記載する。

(5) 汚染拡散防止の措置の期間中の環境保全対策

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変(別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。)の期間中、環境負荷の低減を図るため、2(5)の規定により環境保全上の対策を講じる。この場合において、2(5)中「土壌汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

(6) 汚染土壌の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、2(6)に掲げる方法により、運搬及び搬出先での処理を実施する。この場合において、2(6)中「対策計画」とあるのは「拡散防止計画」と読み替えるものとする。

(7) 汚染拡散防止の措置の実施状況の報告時期

汚染拡散防止の措置の実施に当たり、2(3)ウに掲げる各措置の方法に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合における調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を拡散防止計画書に記載する。

4 土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の完了

対策計画又は拡散防止計画に基づき、土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置を行った場合においては実施した措置の内容に応じて次の(1)から(6)までに掲げるところにより、要管理区域において別表に掲げる措置の方法を実施せずに汚染がある土地の改変を行った場合においては次の(3)から(5)までに掲げるところにより、措置が適切に実施され、当該計画の目標が達成されたことを確認するものとする。

なお、目標達成の確認ができなかった場合には、追加の対策を講じることとする。

(1) 措置の方法が適切に実施されたことの確認

対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に及び、次のアからコまでにそれぞれ定めるところにより措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。

ア 土壌汚染の除去

(ア) 汚染土壌の掘削による除去  
次のaからcまでの確認を行う。

a 汚染土壌が存在する範囲の土壌が掘削により除去されたこと(検尺等による確認)。

b 埋戻しを実施した場合は、汚染土壌処理基準以下の土壌であること(計量証明等による確認)。

c 運搬及び処理が適切に完了したこと(管理票による確認)。

(イ) 原位置での浄化による除去  
浄化後に、原則として単位区画に1地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、

下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ1メートルごと(措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。)の土壌を採取し、各位置の土壌溶出量及び土壌含有量が汚染土壌処理基準以下であることの確認を行う。

イ 一定濃度を超える土壌汚染の除去

(ア) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去

次のaからcまでの確認を行う。

a 第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲の土壌が掘削により除去されたこと(検尺等による確認)。

b 埋戻しを実施した場合は、第二溶出量基準以下の土壌で埋め戻したこと(計量証明等による確認)。

c 運搬及び処理が適切に完了したこと(管理票による確認)。

(イ) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に1地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ1メートルごと(措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。)の土壌を採取し、第二溶出量基準以下であることの確認を行う。

(ウ) 第二地下水基準を超える地下水の浄化

浄化後に、措置実施範囲の地下水の状況を適切に把握できる地点において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認を行う。

ウ 封じ込め

(ア) 原位置封じ込め

2(3)ウ(ウ) aに従って実施されていることの確認及び(2)に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、構造物に囲まれた範囲に1以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(イ) 遮水工封じ込め

2(3)ウ(ウ) bに従って実施されていることの確認及び(2)に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(ウ) 遮断工封じ込め

2(3)ウ(ウ) cに従って実施されていることの確認及び(2)に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

エ 不溶化

(ア) 原位置不溶化

2(3)ウ(エ) aに従って実施されていることの確認及び性状の変更を行った

<p>汚染土壌の範囲について、単位区画ごとに措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ1メートルごと(措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。)の土壌を採取し、当該土壌について溶出量基準以下の汚染状態にあることの確認を行う。</p> <p>(イ) 不溶化処理戻し</p> <p>2 (3) ウ (エ) b に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>オ 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>2 (3) ウ (オ) に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>カ 地下水の水質の継続監視</p> <p>2 (3) ウ (カ) に従った頻度で地下水を採取し、その結果を報告し、要対策区域にあっては地下水基準、地下水汚染拡大防止区域にあっては第二地下水基準以下であることの確認を行う。</p> <p>キ 土壌入れ換え</p> <p>(ア) 区域外土壌入れ換え</p> <p>2 (3) ウ (キ) a に従って実施されていることの確認及び管理票により運搬及び処理が適切に完了したことの確認を行う。</p> <p>(イ) 区域内土壌入れ換え</p> <p>2 (3) ウ (キ) b に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>ク 盛り土</p> <p>2 (3) ウ (ク) に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>ケ 舗装</p> <p>2 (3) ウ (ケ) に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>コ 立入禁止</p> <p>2 (3) ウ (コ) に従って実施されていることの確認を行う。</p> <p>(2) 措置の完了の要件を満たすことの確認</p> <p>対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に応じ、次のアからウまでの区域ごとに定める方法により、規則第54条第3項及び第55条の2のいずれにも該当しない土地となったことの確認を行う。ただし、地下水汚染の拡大の防止を実施したとき又は2(3)ウ(カ) b (e) に該当する場合で地下水の水質の継続監視を実施したときは、措置が完了することはなく、継続的な措置の実施が必要となる。</p> <p>ア 要対策区域</p> <p>次の(ア)又は(イ)の汚染の状態ごとに定める方法により確認を行う。</p> <p>(ア) 措置の実施前に溶出量基準を超える汚染土壌があった土地</p> <p>次のa及びbの実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。</p> <p>a 地下水の水質の継続監視を実施した場合</p> <p>2 (3) ウ (カ) a の測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上</p>	<p>上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。</p> <p>b a 以外の場合</p> <p>地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることを確認を行う。</p> <p>(イ) 措置の実施前に含有量基準を超える汚染土壌があった土地</p> <p>実施した措置の方法に応じて、(1)の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。</p> <p>イ 地下水汚染拡大防止区域</p> <p>次の(ア)又は(イ)の実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。</p> <p>(ア) 地下水の水質の継続監視を実施した場合</p> <p>2 (3) ウ (カ) b の測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合</p> <p>地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の掘削による除去又は第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることが確認されている場合は、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。さらに、当該確認のための調査の終期に、対象地境界において地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。</p> <p>ウ 要管理区域</p> <p>次の(ア)から(ウ)までの場合ごとに定める方法により確認を行う。</p> <p>(ア) 過去に溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に更を加えた場合</p> <p>ア (ア) b の規定による確認を行う。</p> <p>(イ) 過去に第二溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に更を加えた場合</p>
---	---

- イ(イ)の規定による確認を行う。
- (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれにも該当しない場合  
 (1) の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。
- (3) 施行方法の確認  
 実施した土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置が、2(3)エ又は3(3)アの措置の実施の基準に基づき対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。
- (4) 環境保全対策の実施結果の確認  
 2(5)又は3(5)に掲げる環境保全対策について対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。  
 なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。
- (5) 汚染土壌の運搬及び処理の完了の確認  
 汚染土壌の搬出を行った場合にあつては、管理票により汚染土壌の運搬及び処理が適切に完了したことを確認する。  
 なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更(搬出先の変更を除く。)が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。
- (6) 措置の完了の確認の特例  
 2(3)オ(イ)又は3(3)イ(イ)の特例により目録土壌溶出量又は目録地下水濃度を設定し、法施行規則別表第8に規定する方法により措置が実施されたことが確認できた場合は、(1)及び(2)の確認は省略することができる。ただし、地下水汚染拡大防止区域にあつては、(2)イで定める確認のうち確認のための調査の終期において実施する対象地境界における地下水採取を実施し、地下水中の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。
- 5 汚染土壌がなくなったことの確認  
 2(3)ウ(ア)に定める土壌汚染の除去により、汚染土壌の全量を除去した場合には、次に掲げる手続に従つて、汚染土壌がなくなったことの確認を行うことができる。  
 (1) 地下水の downstream の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の規制による除去を実施した場合であつて、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の downstream の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることを確認を行う。  
 (2) (1)の確認の結果を報告する。

別表 措置の方法の種類及び適用可能性

措置の方法の種類	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
(ア) 土壌汚染の除去 (1) 汚染土壌の規制による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(イ) 一定濃度を超える土壌汚染の除去 (1) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の規制による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(3) 第二地下水基準を超える地下水の浄化	適用可能	適用可能	適用可能
(ウ) 封じ込め (1) 原位置封じ込め	適用可能	適用可能 (第二溶出量基準以下の土壌に限る。)	適用可能 (第二溶出量基準以下の土壌に限る。)
(2) 遮水工封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能 (第二溶出量基準以下の土壌に限る。)
(3) 遮断工封じ込め	不適	適用可能	適用可能
(エ) 不溶化 (1) 原位置不溶化	不適	適用可能 (第二溶出量基準以下の土壌に限る。)	不適
(2) 不溶化埋戻し	不適	適用可能 (第二溶出量基準以下の土壌に限る。)	不適

(オ) 地下水汚染の拡大の防止		土壌に限る。)	
(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(カ) 地下水の水質の継続監視	適用可能	適用可能	適用可能
(キ) 土壌入れ換え			
(1) 区域外土壌入れ換え	不適	適用可能	不適
(2) 区域内土壌入れ換え	不適	適用可能	不適
(ク) 盛り	不適	適用可能	不適
(ケ) 舗装	不適	適用可能	不適
(コ) 立入禁止	不適	適用可能	不適

備考

汚染状態に応じ、適用可能とされた措置の方法のうちいずれかを選択する。ただし、「適用可能(第二溶出量基準以下の土壌に限る。)」とされた措置の方法は、第二溶出量基準を超えている場合には選択できない。

附則

- この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都土壌汚染対策指針の規定により、既に着手されていた汚染状況調査は、この告示による改正後の東京都土壌汚染対策指針(以下「改正後の指針」という。)の規定による汚染状況調査と同等のものと認められる場合は、改正後の指針に基づく汚染状況調査とみなすことができる。

●東京都告示第三百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人協樹の会	自立の家	文京区小日向4-5-14 ヒルトップ文京小日向402	平成30年5月10日
株式会社エヌシーエス	あすかケアサービス	鎌倉市東つつじヶ丘1-16-14 滝坂ビル	平成30年8月31日
有限会社エス・アイ・カンパニー	ひまわり訪問介護入浴センター	目黒区目黒3-14-3	平成30年9月1日
株式会社コスモ・ケア・サポート	フナド	港区芝2-27-13 芝尾島ビル4階	平成30年9月13日
有限会社サン・居宅支援・介護サービス	有限会社サン・居宅支援・介護サービス	千代田区鶴町3-4 啓ビル1階	平成30年9月30日
株式会社ソフソ	介護サービスSOIN	大田区北糺谷1-7-1	同日
合同会社あろは	あろはケアサービス訪問介護事業所	世田谷区宮坂2-19-14 ロイヤルコスモ館堂204	同日
合同会社つくし	ケアセンターつくし	杉並区梅里2-17-1	同日
株式会社泉谷	いずみ介護センター	豊島区粟町1-39-12	同日
区民介護の家あゆみ有限会社	区民介護の家あゆみ有限会社	北区豊島1-18-6	同日
アースサポート株式会社	アースサポート志村	板橋区東坂下2-4-10	同日
有限会社さくら介護サービス	有限会社さくら介護サービス	東村山市栄町2-8-14 108	同日
有限会社さわやか介護サービス	さわやか介護サービス	国立市中1-8-14 アルボア・エル107号	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人協樹の会	自立の家	文京区小日向4-5-14 ヒルトップ文京小日向402	平成30年5月10日
株式会社ソフソ	介護サービス SOIN	大田区北糺谷1-7-1	平成30年9月30日
合同会社あろは	あろはケアサービス訪問介護事業所	世田谷区宮坂2-19-14 ロイヤルコスモ館堂204	同日
合同会社 つくし	ケアセンターつくし	杉並区梅里2-17-1	同日
アースサポート株式会社	アースサポート志村	板橋区東坂下2-4-10	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社SUNNY'S	サニーズケア 大田	大田区久が原6-10-1	平成30年8月27日
株式会社朝焼け	朝焼け中野事業所	中野区野方3-25-11 ピアメント野方201	平成30年9月30日

サービスの種類 重度包括

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社福祉情報開発	ケアサービス備だまり	中野区新井4-6-4	平成30年9月30日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人障害者就労支援協会	コンフィデンス早稲田	新宿区西早稲田2-18-21 ハシバビル4階	平成30年9月30日

サービスの種類 就労継続(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人ローランズプラス	ローランズプラス	豊島区駒込1-19-15 直江ビル1階、2階	平成30年9月30日

●東京都告示第三百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社太平エンジニアリング	太平ヘルスケア	文京区本郷1-19-6	平成29年4月30日
城南保健生活協同組合	ヘルパステーションすずらん馬込	大田区北馬込1-13-2	同日
有限会社千尋介護センター	有限会社千尋介護センター	江東区常盤1-8-4	平成30年7月31日
特定非営利活動法人 あすなろの会	あすなろケアセンター	豊島区東池袋5-49-6	同日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所両国	墨田区両国2-17-19-5階	平成30年8月1日
医療法人社団馨松会	医療法人社団馨松会馨松医院	杉並区成田東5-36-11	同日
株式会社ルートサービス	デイリーサポートそら	練馬区田柄2-16-3 2階	平成30年8月10日
ベンジー合同会社	ケアしろかね	港区白金6-5-1 1階	平成30年8月31日
株式会社ベストケア・パートナーズ	みつば訪問介護 新宿	新宿区新宿6-11-9 新宿第二松茸ビル101	同日
有限会社オリブ	りんごの家	中野区中野1-61-11 中央ビル1階	同日
有限会社ライフケアサービス専風	ライフケアサービス専風	練馬区土支田4-6-12 HビレッジA-1	同日
株式会社クーギャラリー	フレンドリーサポート介護サービス	練馬区関町北2-25-11 ユアーズムサシセキ201	同日
日本システム企画株式会社	ライフサポートあじさい	練馬区石神井台7-7-13 武蔵閣メゾネット1階	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社太平エンジニアリング	太平ヘルスケア	文京区本郷1-19-6	平成29年4月30日
城南保健生活協同組合	ヘルパステーションすずらん馬込	大田区北馬込1-13-2	同日
特定非営利活動法人 あすなろの会	あすなろケアセンター	豊島区東池袋5-49-6	平成30年7月31日
ユースタイルボタリー株式会社	土屋訪問介護事業所両国	墨田区両国2-17-19-5階	平成30年8月1日
医療法人社団馨松会	医療法人社団馨松会馨松医院	杉並区成田東5-36-11	同日
株式会社ルートサービス	デイリーサポートそら	練馬区田柄2-16-3 2階	平成30年8月10日
ベンジー合同会社	ケアしろかね	港区白金6-5-1 1階	平成30年8月31日
株式会社ベストケア・パートナーズ	みつば訪問介護 新宿	新宿区新宿6-11-9 新宿第二松茸ビル101	同日
有限会社千尋介護センター	有限会社千尋介護センター	江東区常盤1-8-4	同日

有限会社オリーブ	りんごの家	中野区中野1-61-11 中央ビル1階	同日
有限会社ライフケアサービス春風	ライフケアサービス春風	練馬区土支田4-6-12 日ビレッジA-1	同日
株式会社クエキャリアー	フレンドリーサポート介護サービス	練馬区関町北2-25-11 エアーズムサシセキ201	同日
日本システム企画株式会社	ライフサポートあじさい	練馬区石神井台7-7-13 武蔵関メゾネット1階	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	鳥山ホームヘルプサービス	世田谷区千歳台4-30-11 ACTスクエアビル2階	平成30年4月2日
株式会社K-WORKER	株式会社K-WORKER 神楽坂営業所	新宿区早稲田鶴巻町535 翠彩ビル1階	平成30年8月1日
株式会社レイトサービス	デイリーサポートそら	練馬区田柄2-16-3 2階	平成30年8月10日
株式会社ベストケア・パートナーズ	みつば訪問介護 新宿	新宿区新宿6-11-9 新宿第二松茸ビル101	平成30年8月31日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあづま町	墨田区立花2-27-9	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター江東	江東区轟下5-13-2 サンモールアサミ101	同日
有限会社オリーブ	りんごの家	中野区中野1-61-11 中央ビル1階	同日
日本システム企画株式会社	ライフサポートあじさい	練馬区石神井台7-7-13 武蔵関メゾネット1階	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター新小岩	葛飾区奥戸4-21-20	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターせせらぎ	葛飾区稲田2-2-4	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター青戸	葛飾区青戸1-9-10 かめしんビル101	同日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター船堀	江戸川区船堀2-22-14 NSセントラルビル4階	同日
有限会社 あいサンテ	あいサンテケアステーション	昭島市中神町1157-17	同日
社会福祉法人あいの樹	あい武蔵村山	武蔵村山市中原4-3-2	同日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人正吉福祉会	ホームヘルプステーションよつや苑	府中市四谷3-66	平成30年8月15日
日本システム企画株式会社	ライフサポートあじさい	練馬区石神井台7-7-13 武蔵関メゾネット1階	平成30年8月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ライフアーク	ライフアーク本場	江東区木場6-10-6 TKYビル3階	平成30年8月20日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
			地域移行支援	地域定着支援	
社会福祉法人家庭検査奨励会	西麻布作業所	港区西麻布3-19-16			平成30年8月1日

●東京都告示第三百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、平成三十年八月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
快活ライオン合同会社	快活介護センター	港区東新橋2-10-10-714				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所高田馬場	新宿区高田馬場4-39-4 シティバレス渋谷102				
カイトス・アンド・カンパニー株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス池上	大田区仲池上1-33-9				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所中野北	中野区新井4-4-6 リバーシティ201				
株式会社クアリッツ・アンド・パートナーズ	クアリッツ中野坂上	中野区中央1-43-15 マンションVIP中野坂上206				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所下井草	杉並区下井草2-33-13 ラフォレストC-1				
株式会社IBO	アイスケアサポート	杉並区高井戸東4-24-7 星野ハイフ105				
株式会社プロジェクト	ケアステーション カルミア	北区東十条4-7-17 アドリアビル2階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
NPO法人としま会	NPO法人としま会	練馬区春日町6-6-23				
マイリティ株式会社	フォーカス	練馬区石神井台1-18-60 メゾンスプレンド101				
株式会社シトラス	ヘルパーステーションひらり	町田市森野2-12-17 アップルハウス町田2 107	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社優ケアサービス	障がい者支援事業所ゆう	日野市栄町2-11-13 アーパネオアシスK&Y202				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
快活ライオン合同会社	快活介護センター	港区東新橋2-10-10-714				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所高田馬場	新宿区高田馬場4-39-4 シティバレス渋谷102				
カイトス・アンド・カンパニー株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス池上	大田区仲池上1-33-9				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所中野北	中野区新井4-4-6 リバーシティ201				
株式会社クアリッツ・アンド・パートナーズ	クアリッツ中野坂上	中野区中央1-43-15 マンションVIP中野坂上206				
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所下井草	杉並区下井草2-33-13 ラフォレストC-1				
株式会社IBO	アイスケアサポート	杉並区高井戸東4-24-7 星野ハイフ105				
株式会社プロジェクト	ケアステーション カルミア	北区東十条4-7-17 アドリアビル2階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
NPO法人としま会	NPO法人としま会	練馬区春日町6-6-23				
マイリティ株式会社	フォーカス	練馬区石神井台1-18-60 メゾンスプレンド101				
株式会社シトラス	ヘルパーステーションひらり	町田市森野2-12-17 アップルハウス町田2 107	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
株式会社優ケアサービス	障がい者支援事業所ゆう	日野市栄町2-11-13 アーパネオアシスK&Y202				



サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社BO	アイスケアサポート	杉並区高井戸東4-24-7 星野ハイム105	
NPO法人としま会	NPO法人としま会	練馬区春日町6 6-23	
マイナビ株式会社	フォーカス	練馬区石神井台1-18-6D メゾンスプレンド101	

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人駒布を樹す会	グループホームDAISUKI 短期入所パンフキン	調布市築地2-27-6	知的障害者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
医療法人社団利田会	医療法人社団利田会イーハートブ荒川	荒川区西尾久7-19-5 レイラビル2階	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人SoLA	就労継続支援B事業所ソアラ	墨田区緑1 14 4	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人ことり企画	十二社 生活・就労研修センター	新宿区西新宿3-9-5 北村ハイム201号	
社会福祉法人豊芯会	Pachira	豊島区北大塚3-34-7	知的障害者 精神障害者
一般社団法人ソスマイル	スマイルパークCHOFU	調布市東つつしヶ丘2-27-4 新井ビル201	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人巣立ち会	シンフォニー	調布市小島町2-55-4	精神障害者

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人豊芯会	地域生活支援センターこかり	豊島区東池袋4 5 1 エアライズタワー-103号	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社HAL	はるのいえ東京A	足立区小台2-39-13
一般社団法人よつば	グループホームよつば	日野市平山6-24-3
一般社団法人希望の家	グループホーム希望の家	西多摩郡日の出町大字大久野字幸神2168、2169-1

●東京都告示第三百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成三十年九月一日付で指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ築地	中央区築地3-4-6 小竹ビル2階		
株式会社ツクイ	ツクイ新宿夏目坂	新宿区喜久井町10 カスタリア新宿夏目坂1階		
合同会社こむ	こむケア	墨田区江東橋3-2-2		
株式会社ミライブ	ミライブ 花袋みケア 品川	品川区大井7-3-15 B棟		
合同会社EISEI	I.Doケアサービス	世田谷区大蔵2-4-14-103		
合同会社PTAU	PTAU介護センター	渋谷区笹塚1-56-6	身体障害者	知的障害者
合同会社ななは	ヘルパーステーションななは	北区上十条3-4-15 貝瀬荘203		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ下赤塚	練馬区田柄2-38-26 FIGARO下赤塚1階		
一般財団法人日本福祉財団	介護事業所 藍の風	練馬区豊玉南3-23-15-102		
特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ	ケア・センターやわらぎ百立川	立川市富士見町2-21-23		
株式会社スリーシーズ	まはるヘルパーステーション	稲城市矢野口541 美里コーポ101		

サービスの種類 高度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ築地	中央区築地3-4-6 小竹ビル2階		
株式会社ツクイ	ツクイ新宿夏目坂	新宿区喜久井町10 カスタリア新宿夏目坂1階		
合同会社こむ	こむケア	墨田区江東橋3-2-2		
株式会社ミライブ	ミライブ 花袋みケア 品川	品川区大井7-3-15 B棟		
合同会社EISEI	I.Doケアサービス	世田谷区大蔵2-4-14-103		
合同会社PTAU	PTAU介護センター	渋谷区笹塚1-56-6	身体障害者	知的障害者
合同会社ななは	ヘルパーステーションななは	北区上十条3-4-15 貝瀬荘203		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ下赤塚	練馬区田柄2-38-26 FIGARO下赤塚1階		
一般財団法人日本福祉財団	介護事業所 藍の風	練馬区豊玉南3-23-15-102		
特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ	ケア・センターやわらぎ百立川	立川市富士見町2-21-23		
株式会社スリーシーズ	まはるヘルパーステーション	稲城市矢野口541 美里コーポ101		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社こむ	こむケア	墨田区江東橋3-2-2	
株式会社ミライブ	ミライブ 花袋みケア 品川	品川区大井7-3-15 B棟	
合同会社ななは	ヘルパーステーションななは	北区上十条3-4-15 貝瀬荘203	
特定非営利活動法人視覚障がい者ネットワークコトナ	同行援護 コトナ	国分寺市京町3-26-23	
株式会社スリーシーズ	まほろヘルパーステーション	稲城市矢野口541 美里コーポ101	

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人原町成年寮	生活介護事業所シャングリラ	葛飾区東立石2-17-14	知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人希望の家	希望の家 短期入所	日の出町大字大久野字幸神2168, 2169-1	知的障害者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人Polyphony	リカバリーカレッジ・ポリフォニー	東久留米市東本町16番地2号カーサブランカ久仁107号	精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社健英	manabyおおじま駅前事業所	江東区大島5-7-5 ヤマキビル601	身体障害者(内部障害) 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
株式会社AI	ディーキャリア 池袋オフィス	豊島区池袋1-8-7 サン池袋1301	精神障害者
株式会社Melk	Melk新小岩駅前Office	葛飾区西新小岩1-3-11フォーラム新小岩5階	身体障害者(視覚障害、聴覚・言語、内部障害) 知的障害者 精神障害者 難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人BASE	就労継続支援B型 BaseCamp	豊島区栗町3-22-10 星野ビル401	精神障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
NPO法人ECST	障害者就職サポートセンタービルドII	千代田区神田神保町1-22 Nビル3階/6階	精神障害者
社会福祉法人本郷の森	銀杏会画三丁目	文京区本郷3-37-1 中村ビル2階	精神障害者
特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷	Do-will	世田谷区用賀3-11-15 C・Hビル2階	身体障害者
特定非営利活動法人けやき精神保健福祉会	けやきca	杉並区成田東3-1-5	精神障害者
練馬区	練馬区立真井福祉工房	練馬区真井2-16-12	知的障害者
社会福祉法人あいっわ福祉会	神明福祉作業所	足立区谷中5-13-8	
社会福祉法人あだちの里	竹の輝ひまわり園 就労定着支援事業	足立区竹の塚7-19-7	知的障害者
社会福祉法人つむぎ	おたまき工房	小平市学園東町1-23-23	

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人 ヒーライトねっと	相談支援センターくらふと	江戸川区船堀1-4-10 第二乙女屋マンション604	
社会福祉法人さようざらん	虹のセンター25	昭島市中神町1176 19 101	
特定非営利活動法人NPO約江さつき会	地域生活支援センターリト	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター3階	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人ビーンズ	manesso千代田	千代田区	
株式会社イグレックコーポレーション	メソッドばさば	板橋区徳丸7-2 4 YCaratState202号室	
株式会社ケアギング	えにしあの家	江戸川区二之江町1361-41	
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	グループホーム地城未来塾	立川市築岡町2-26-20-104	
株式会社ウェルビー	なないろ	青梅市河辺町4-15-7サンアベニュー河辺108	
株式会社HAL	はるのいえ 東京B	町田市金井町1869-12	

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者			
			地域移行支援	地域定着支援	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
合同会社アンジュ	相談支援アンジュ	世田谷区鎌田4-17-17サンエイハイヴ105	地域移行支援	地域定着支援				
セリアンス株式会社	セリアンス・サポート町田	町田市森野四丁目15番12号 寺田ビル森野A-212号室	地域移行支援	地域定着支援	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
社会福祉法人 まりも会	清瀬駅周辺障害者相談支援センター	清瀬市竹丘3-1-72	地域移行支援	地域定着支援	身体障害者		知的障害者	

●東京都告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市戸倉字城山四三四番	内倉高一 内倉千代子	あきる野市役所
あきる野市戸倉字城山四三六番	森田隆夫	
青梅市柚木町三丁目八四三番二	野村森太郎	青梅市役所
西多摩郡檜原村字人里六七一七番六	白鳥鶴吉	檜原村役場
西多摩郡檜原村字藤原九二九二番イ	木住野幸二 木住野達也	
西多摩郡檜原村字藤原九二九四番	安藤ハツノ	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第八十八号のとおり。

●東京都告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
町田市小野路町字馬場八五〇番二、八五二番、同町字宿九一四番、九一五番	小宮栄	町田市役所
あきる野市入野字樟向一一四一番	森田隆夫	あきる野市役所
西多摩郡奥多摩町日原字巳ノ戸九八一番	岡部光男	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六一三番イ及び同番ロ	吉野ハルノ	
西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六一五番イ	清水正夫	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を

告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。  
 (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第百二十四号のとおり。

●東京都告示第四百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第千五十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び大島町役場において縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	元町	361004-K037	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		361004-D018	土石流	
	差木地	361002-D002		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大島町	元町	361004-K037	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		361004-D018	土石流		
	差木地	361002-D002			

●東京都告示第四百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び大島町役場において縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

# 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
大島町	元町	361004-K037	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		361004-D018	土石流	
	差木地	361002-D002		

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
大島町	元町	361004-D018	土石流	別図のとおり	別図のとおり
	差木地	361002-D002			

●東京都告示第四百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び神津島村役場において縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

# 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
神津島村	364001-K262	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	364001-K263		
	364001-K264		
	364001-D035	土石流	

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
神津島村	364001-K262	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	364001-K263			
	364001-K264			
	364001-D035	土石流		

### 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百六十一条第一項第三号（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

平成三十一年三月十八日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	東神明地区センター	日野市神明二丁目13番地の1

●東京都選挙管理委員会告示第三十一号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成三十一年三月十八日

東京都選挙管理委員会



報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	新井地区センター	日野市石田二丁目4番地の6
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	多摩平三丁目地区センター	日野市多摩平三丁目29番地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	七生台地区センター	日野市平山三丁目26番地の3
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	下町下河原地区センター	日野市大字日野579番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	第一日野万地区センター	日野市万願寺三丁目39番地の25
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	三沢地区センター	日野市三沢三丁目46番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	南平地区センター	日野市南平四丁目8番地の6
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	新川辺地区センター	日野市南平五丁目30番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	大和田地区センター	日野市西平山五丁目41番地の14
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	多摩平中央公園地区センター	日野市多摩平四丁目2番地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	谷仲山地区センター	日野市神明四丁目11番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	川北地区センター	日野市西平山一丁目23番地の4
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	田中地区センター	日野市南平八丁目19番地の6
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	鹿島台地区センター	日野市南平一丁目28番地の13
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	程久保地区センター	日野市程久保八丁目20番地の4

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	西ヶ丘地区センター	日野市新町二丁目13番地の27
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	宮地区センター	日野市大字宮323番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	第二日野万地区センター	日野市大字日野7773番地の509
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	吹上地区センター	日野市東豊田三丁目18番地の3
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	三沢台地区センター	日野市三沢二丁目25番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	高幡地区センター	日野市高幡352番地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	大久保地区センター	日野市大坂上四丁目10番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	日野社会教育センター	日野市多摩平四丁目3番地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	滝合地区センター	日野市西平山二丁目4番地の17
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	みなみが丘地区センター	日野市南平二丁目21番地の8
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	南百草地区センター	日野市百草819番地の44
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	旭が丘東地区センター	日野市旭が丘二丁目14番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	下田地区センター	日野市万願寺二丁目9番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	宮南部地区センター	日野市万願寺六丁目7番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	日野台一丁目地区センター	日野市日野台一丁目1番地の40

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	落川地区センター	日野市落川237番地の4
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	旭が丘南地区センター	日野市旭が丘一丁目20番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	南平南部地区センター	日野市南平九丁目24番地の16
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	南平東地区センター	日野市三沢五丁目47番地の14
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	三沢東地区センター	日野市三沢一丁目17番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	多摩平東地区センター	日野市多摩平七丁目5番地の12
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	平山苑地区センター	日野市平山六丁目18番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	東光寺東地区センター	日野市栄町四丁目13番地の27
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	三沢西地区センター	日野市三沢四丁目11番地の7
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	金子橋地区センター	日野市日野本町二丁目10番地の21
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	高幡市営住宅地区センター	日野市高幡864番地の11
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	落川都営住宅地区センター	日野市落川819番地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	梅が丘地区センター	日野市三沢三丁目35番地の2
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	四ッ谷地区センター	日野市栄町一丁目41番地の11
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	見晴らし台地区センター	日野市南平八丁目11番地の47

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	神明橋地区センター	日野市神明三丁目10番地の4
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	日野市民陸上競技場会議室	日野市日野本町七丁目12番地の1
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	豊田駅北交流センター	日野市多摩平一丁目14番地の95
平成31年3月1日	日野市選挙管理委員会	多摩平一丁目地区センター	日野市多摩平一丁目14番地の95

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)  
 郵便番号  
 163-8001  
 定 価  
 一 本 号  
 一 箇 月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

郵便番号  
 113-0001

